

掛川市教育委員会規則第1号

掛川市立幼稚園保育料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成25年1月24日

掛川市教育委員会
教育委員長

(別紙)

掛川市立幼稚園保育料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

掛川市立幼稚園保育料等徴収条例施行規則（平成17年掛川市教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

別表に備考として次のように加える。

備考

- 1 市民税所得割を計算する場合において、扶養控除の計算をするときは、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項第11号の規定を適用するものとする。
- 2 市民税所得割の額の計算においては、地方税法附則第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の掛川市立幼稚園保育料等徴収条例施行規則の規定は、平成24年4月1日から適用する。

掛川市立幼稚園保育料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

掛川市立幼稚園保育料等徴収条例施行規則（平成17年掛川市教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

別表に備考として次のように加える。

備考

- 1 市民税所得割を計算する場合において、扶養控除の計算をするときは、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項第11号の規定を適用するものとする。
- 2 市民税所得割の額の計算においては、地方税法附則第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の掛川市立幼稚園保育料等徴収条例施行規則の規定は、平成24年4月1日から適用する。